

空き家の処分をお考えの方へ

家財や仏壇を処分したい
ゴミをきれいに片づけたい

そんな皆様にぜひ活用していただきたい補助金があります。

空き家家財道具等 処分費補助金

空き家の家財道具等の処分などの費用の一部について補助金を交付します。

【補助額】

上限 **10万円**

補助対象経費の1/2以内の額

【補助対象者】

(1) 空き家・空き地バンクに登録された空き家の所有者

(2) 空き家・空き地バンクに登録を希望する所有者

※市が空き家・空き地バンクに登録できると判断した物件の所有者に限ります。

(3) まちづくり推進組織等が管理する空き家の所有者

【補助対象経費】

(1) ゴミ等の処分に要する経費

※ゴミ処理持込み処分手数料、廃棄物処理業者への委託料等。**ゴミ袋は対象外**

(2) 家電リサイクル法により指定された家電製品の処分に要する経費

(3) 仏壇等の撤去に要する経費

※直接処分にかかる経費のみ対象。**性根抜きのお布施などは対象外**

(4) 家財の移設に要する経費

(5) 敷地内の樹木伐採・草刈り等に要する経費

※ゴミ処理持込み処分手数料、業者への委託料等。**ゴミ袋、草刈機の燃料代等は対象外**

【問い合わせ】 瑞浪市役所市民協働課 ☎0572-68-9756